

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 旅券法関係手数料条例による手数料の徴収委託……………一
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………一
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………一
- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……………二
- 建築基準法による一団地の区域……………二
- 保安林の皆伐面積の残存許容限度……………二
- 都道の供用開始……………三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………五
- 都道の供用開始……………五
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………七
- 都道の供用開始……………七

- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………九
- 都道の供用開始……………九
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………二
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………二
- 市街地再開発組合の理事長の変更（二件）……………二
- 開発行為に関する工事完了……………三

公告

告示

●東京都告示第七百五号

旅券法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十二号）第二条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年六月一日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京観光財団
 - (二) 所在地 新宿区山吹町三百四十六番地六 日新ビル六階
- 二 委託期間
令和五年六月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第七百六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき日本橋一丁目中地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年六月一日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

日本橋一丁目中地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年十二月十四日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区日本橋一丁目地内

四 事務所所在地及び設立認可の年月日

中央区日本橋本町一丁目四番三号

五 定款の変更の認可の年月日

平成三十年十二月十四日

令和五年六月一日

●東京都告示第七百七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき八重洲一丁目北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年六月一日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

八重洲一丁目北地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和三年十一月三十日から令和十五年十月三十一日まで

三 施行地区

中央区八重洲一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区八重洲一丁目一番三号

令和三年十一月三十日

五 変更の内容

事業施行期間を令和十五年二月二十八日まで短縮する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和五年六月一日

●東京都告示第七百八号

東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部に備えて置いて一般の縦覧に供する。

令和五年六月一日

東京都知事 小池 百合子

区市 指定する区域

足立区 西新井本町三丁目及び扇一丁目各地内

附則

この告示は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都告示第七百九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年六月一日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

江東区木場一丁目四番一、同番二、同番七の一部、同番八から同番十一まで、同番二十五の一部、同番二十六、同番二十七の一部、同番二十八、同番三十、同番三十一、同番三十二の一部、同番三十三、同番三十四及び同番三十二から同番三十四まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七百十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第四項に規定する令和六年三月三十一日までに伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和五年六月一日

東京都知事 小池 百合子

保安林の種類

単位区域

同一単位とされる区域

皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)

水源涵養保安林

多摩川

青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域

六四七・七二二

秋川

あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域

二四八・〇七

浅川

八王子市の区域

八一・四六

土砂流出防備保安林

多摩川

青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域

五〇・〇二

秋川

あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域

一六・一六

浅川

八王子市及び町田市の区域

一五・三一

大島

神津島村の区域

〇・五〇

八丈島

八丈島八丈町の区域

八一・五四

土砂崩壊防備保安林

計

あきる野市及び西多摩郡日の出町の区域

一六三・五三

秋川

計

西多摩郡檜原村の区域

〇・五八

千害防備保安林

秋川

大島町の区域

〇・七八

大島

八丈島

大島町八丈町の区域

一・八六

八丈島

計

八丈島八丈町の区域

〇・四〇

小笠原 小笠原村の区域 七二・六〇
諸島

計 七五・六四

落石防止保安 多摩川 西多摩郡奥多摩町
林 の区域 〇・〇三

秋川 西多摩郡日の出町 〇・〇六
の区域

計 〇・〇九

保健保安林 多摩川 青梅市及び西多摩
郡奥多摩町の区域 一六・三八

秋川 あきる野市並びに 二一・五七
西多摩郡日の出町
及び同郡檜原村の
区域

浅川 八王子市及び町田 六・五八
市の区域

計 四四・五三

●東京都告示第七百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項
の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月一日から起算して二週間
東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 飯田橋石神井新座

二 供用開始の区間 新宿区上落合三丁目六百二十六番一
地先

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 令和五年六月一日

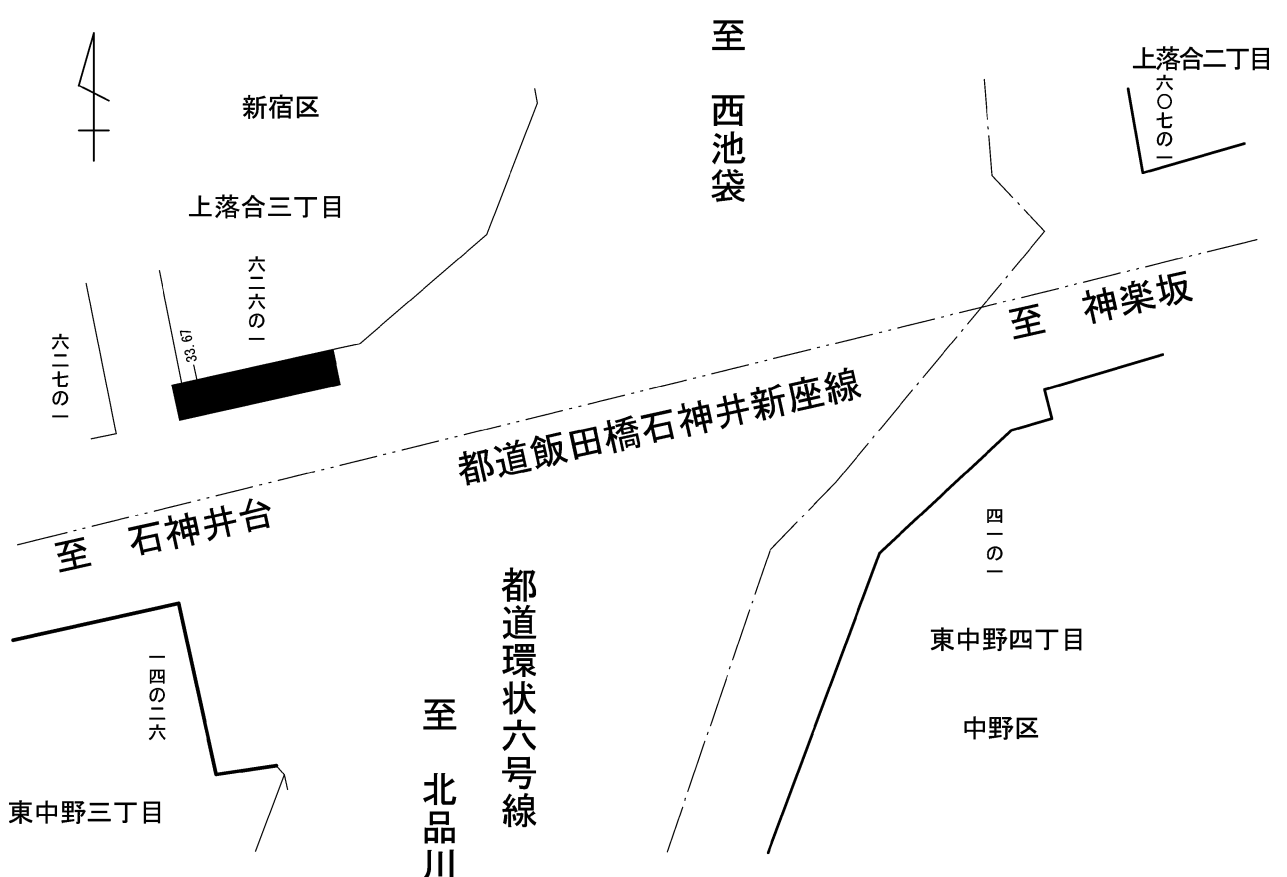
別図

都道飯田橋石神井新座線
新宿区上落合三丁目地内



延長 一三・八六メートル
面積 四〇・九三平方メートル

供用開始箇所



●東京都告示第七百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和五年六月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

飯田橋石神井新座

二 占用を制限する区間

新宿区上落合三丁目六百二十六番一地先

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和五年六月二日

●東京都告示第七百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

環状六号

二 供用開始の区間

中野区東中野四丁目四十三番三十四地先

三 供用開始の概要

別図表示のとおり

四 供用開始の期日

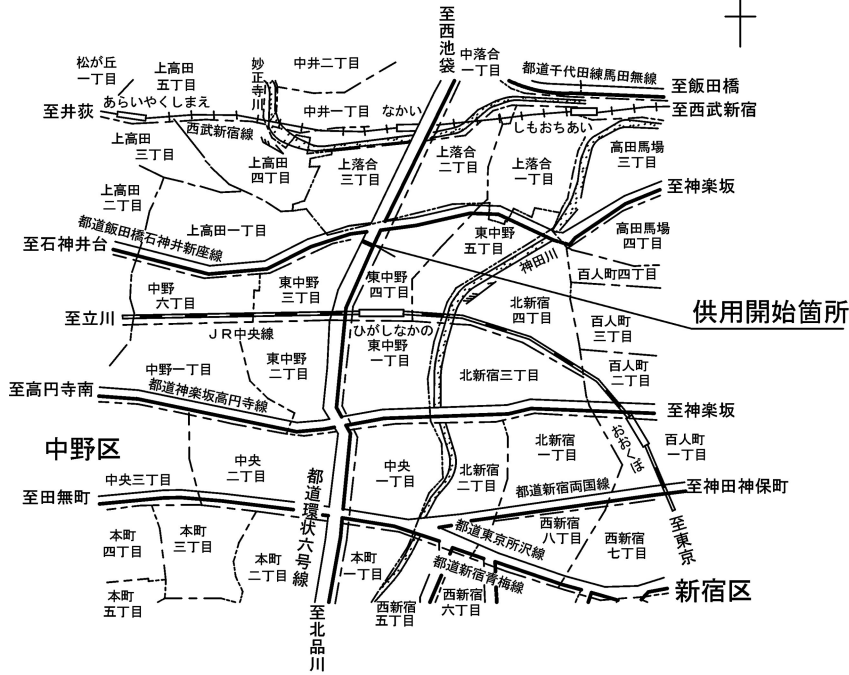
令和五年六月一日

別図

都道環状六号線供用開始略図
中野区東中野四丁目地内

都道
供用開始区域

延長 一七・五七メートル
面積 〇・二九平方メートル



●東京都告示第七百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和五年六月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

環状六号

二 占用を制限する区間

中野区東中野四丁目四十三番三十四地先

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな

四 占用を制限する理由

いと認められる場合には、この限りでない。
占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和五年六月二日

●東京都告示第七百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

神楽坂高円寺

二 供用開始の区間

中野区中央一丁目六百七番一地先から同区東中野一丁目百二十三番一地先まで

三 供用開始の概要

別図表示のとおり

四 供用開始の期日

令和五年六月一日

別図

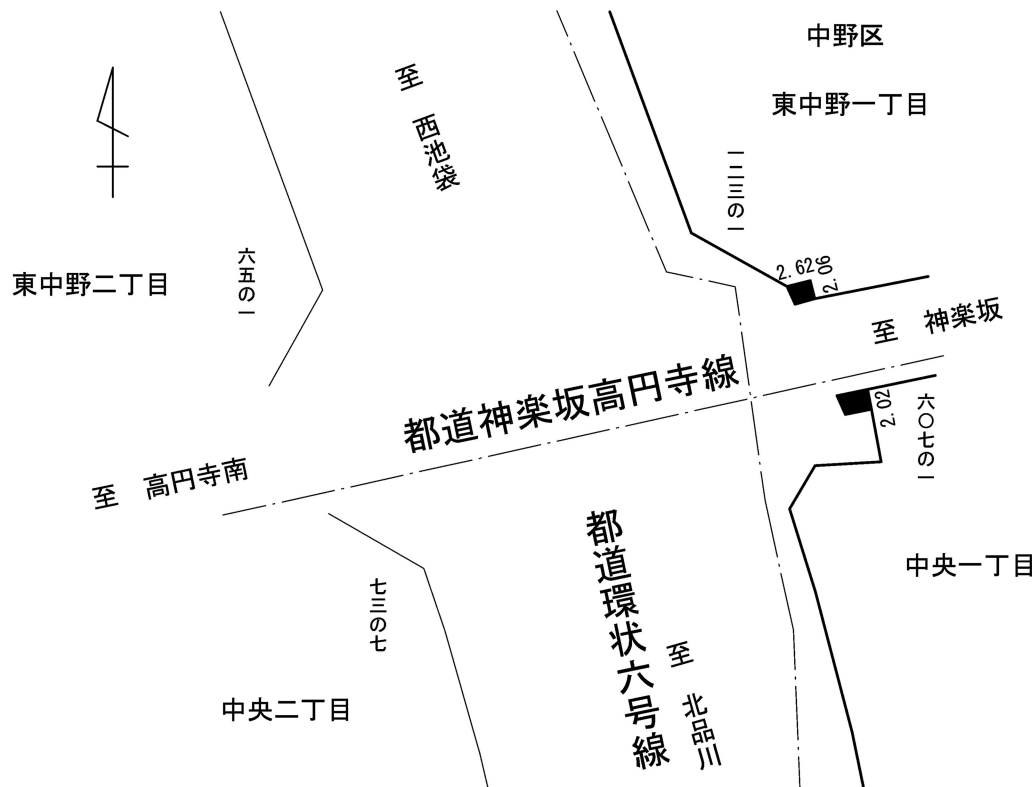
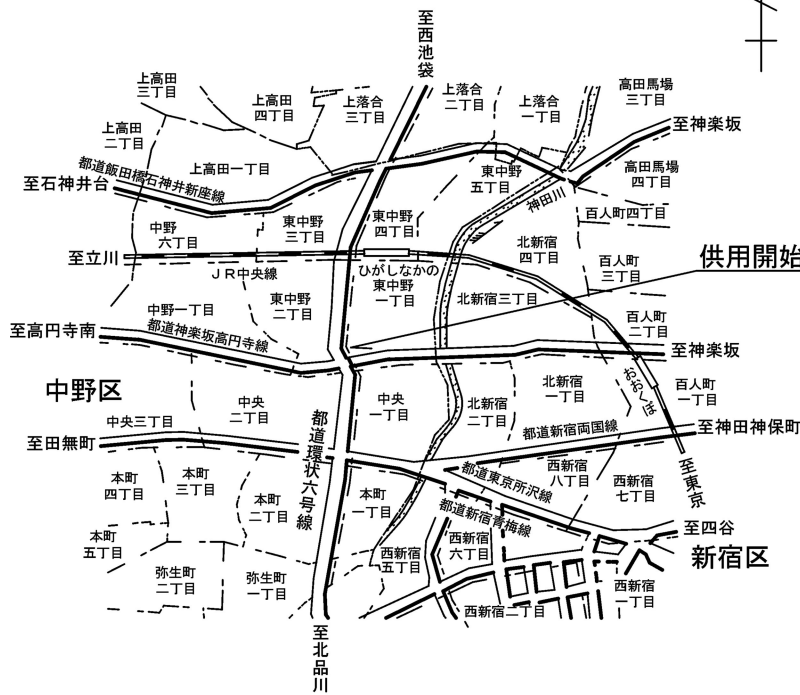
都道神楽坂高円寺線供用開始略図

中野区中央一丁目～東中野一丁目

都道
供用開始区域

延長 六・四三メートル
面積 一一・一九平方メートル

供用開始箇所



●東京都告示第七百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和五年六月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

神楽坂高円寺

二 占用を制限する区間

中野区中央一丁目六百七番一地先から同区東中野一丁目百二十三番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和五年六月二日

●東京都告示第七百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

環状六号

二 供用開始の区間

中野区中央二丁目八十番九地先

三 供用開始の概要

別図表示のとおり


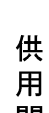
四 供用開始の期日

令和五年六月一日

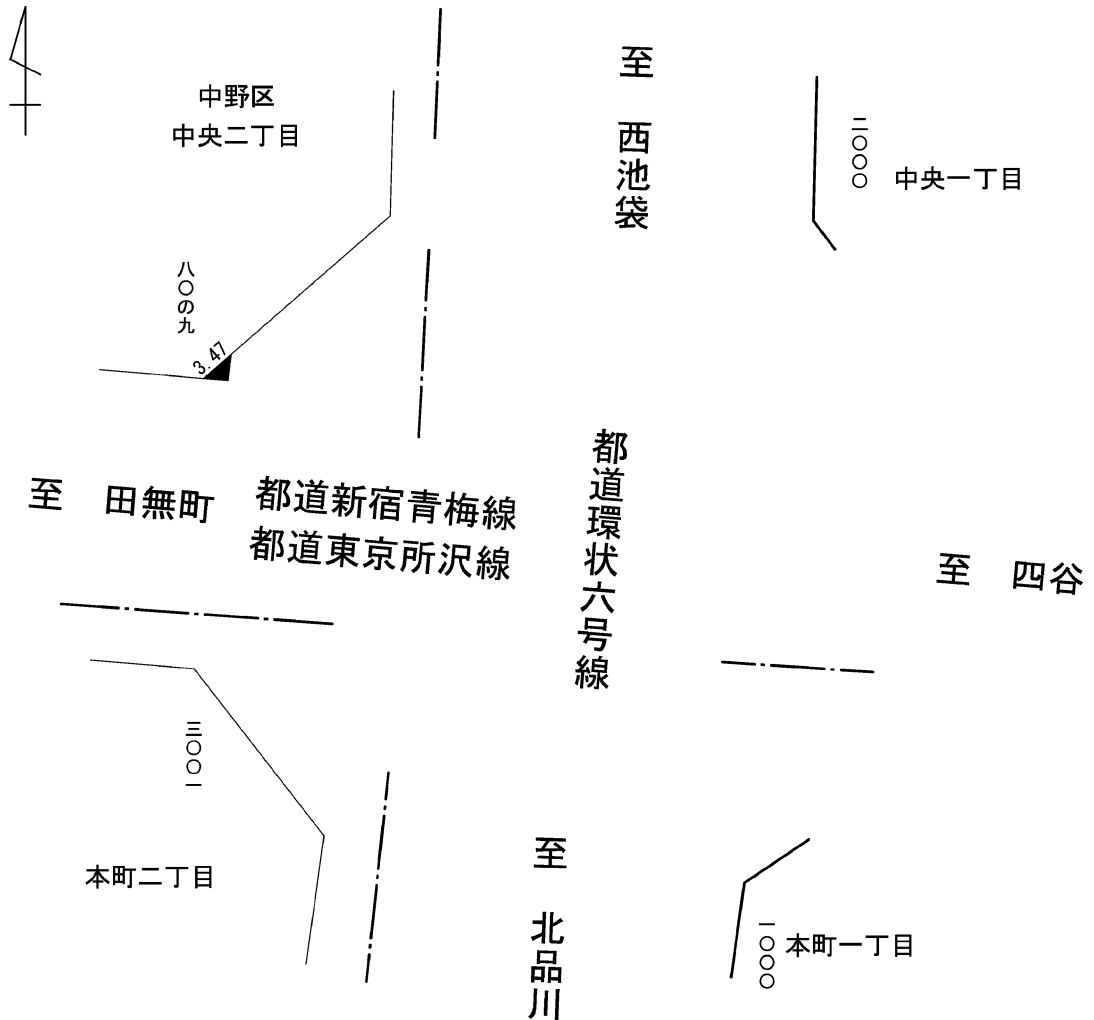
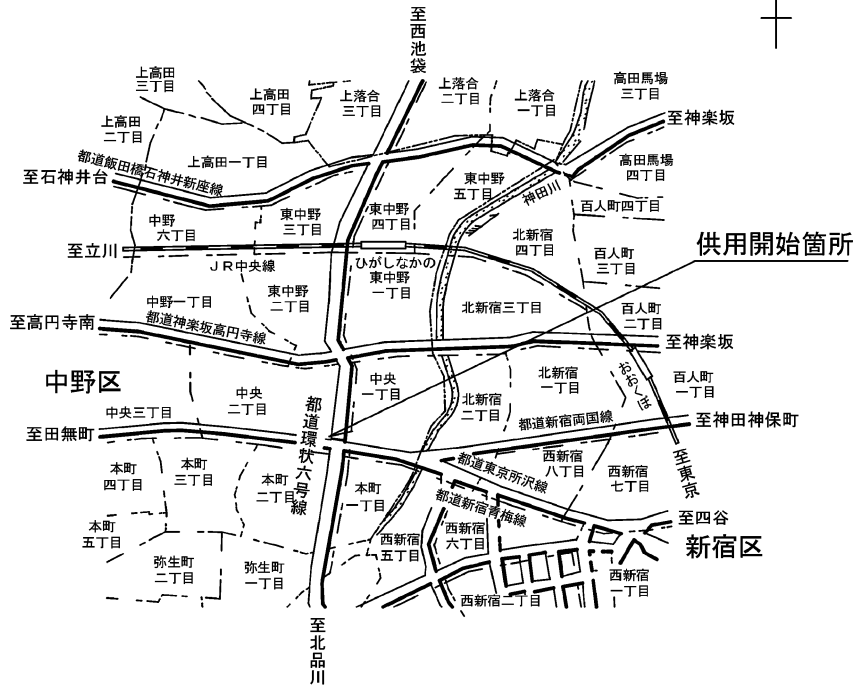
別図

都道環状六号線供用開始略図

中野区中央二丁目地内

 都道
 供用開始区域

延長 二・四八メートル
 面積 二・九二平方メートル



●東京都告示第七百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和五年六月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

環状六号

二 占用を制限する区間

中野区中央二丁目八十番九地先

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和五年六月二日

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人希望の会

二 代表者の氏名

轟 浩美

三 主たる事務所の所在地

渋谷区広尾五丁目十六番二号

四 更新された認定の有効期間

令和四年四月六日から令和九年四月五日まで

一 名称

特定非営利活動法人エッジ

二 代表者の氏名

藤堂 栄子

三 主たる事務所の所在地

港区芝四丁目七番一号 西山ビル四階

四 更新された認定の有効期間

令和四年九月十四日から令和九年九月十三日まで

一 名称

特定非営利活動法人バルシック

二 代表者の氏名

穂坂 光彦、伊藤 淳子

三 主たる事務所の所在地

千代田区神田淡路町一丁目七番地十一 東洋ビル

四 更新された認定の有効期間

令和四年十一月一日から令和九年十月三十一日まで

一 名称

特定非営利活動法人日本BPW連合会

二 代表者の氏名

名取 はにわ

三 主たる事務所の所在地

渋谷区代々木二丁目二十一番十一号 婦選会館三〇三号

四 更新された認定の有効期間

令和四年十一月七日から令和九年十一月六日まで

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により八重洲二丁目北地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

住友生命保険相互会社 執行役常務 汐満 達

二 住所

大阪府大阪市中央区城見一丁目四番三十五号

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八

条第一項の規定により小川駅西口地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

中村 達良

二 住所

練馬区南大泉六丁目十二番四号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年六月一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に 許可を受けた者の 含まれる地域の名称 住所及び氏名

小平市花小金井六丁目三十七 埼玉県所沢市小手指町一丁目一 番八及び三十八番六 目一 番地四

株式会社住協 代表取締役 安永 久人

西東京市住吉町五丁目四百八 埼玉県越谷市南越谷一丁目

十二番九及び同番十

株式会社中央住宅 代表取締役 品川 典久

東久留米市下里二丁目八百八十四番一、同番二及び九百十一番一

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

東村山市恩多町二丁目三十八番三及び同番三地先

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

稲城市大字東長沼字六号千九百六番一、千九百七番五及び千九百八番一

稲城市東長沼千九百八十七番地 田中 賢司

多摩市大字和田字八号六百七十四番一、同番二、六百七十五番一、大字和田字九号七百三十一番二、同番六、大字和田二千七百七番一及び同番二

練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

東村山市秋津町三丁目二十八番四及び同番五の各一部

西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001